

2. 開閉部を有するものの場合

意匠には、蝶番構造等による扉や蓋などの開閉部、起倒自在部などを有していて、その構造により閉じた状態と開いた状態、起こした状態と倒した状態のように態様に変化するものがあります。このような変化する状態も明らかにする必要がある場合、その物品の使用の状態や意匠創作上のポイント等を考慮して開閉等のどちらか一方の状態を主として、その状態を6面図等とし、他方の状態の態様を明らかにするのに必要な図を加えることで、態様の全体を明らかにします。

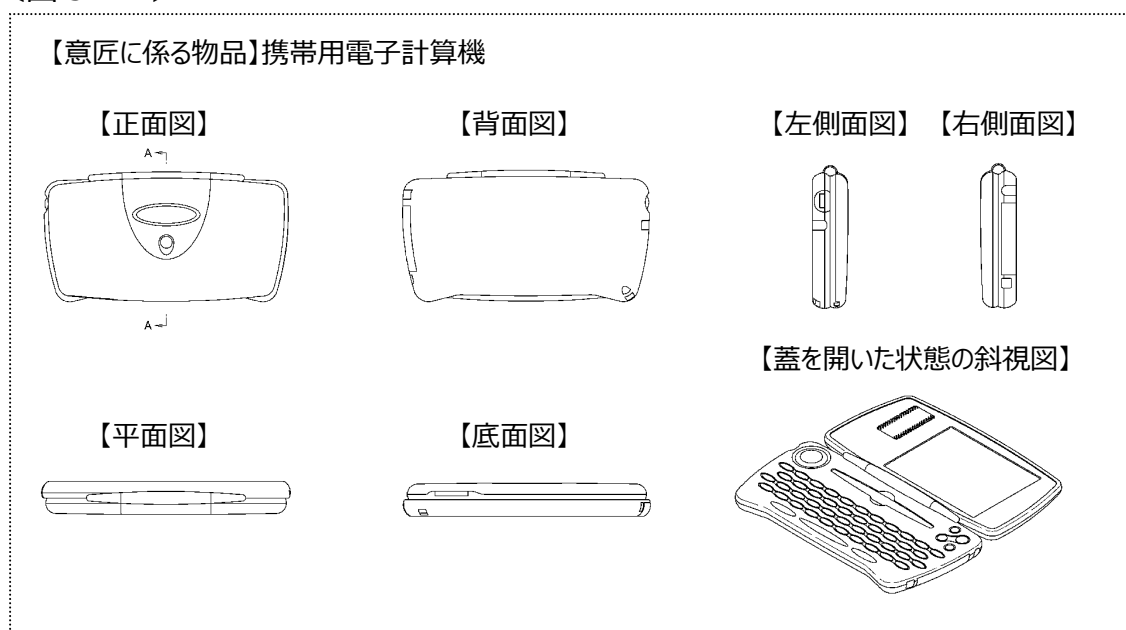
なお、蓋を閉じた状態の外観形状等だけを保護対象としたい場合は、その外観形状等のみを表します。

2.1 扉、蓋の開閉状態のいずれかを主状態にできない場合

扉、蓋を開けた状態と閉じた状態のどちらかを主状態とする必要がない場合は、どちらの状態を主状態としてもかまいません。

例えば、〔図 3.2-1〕の意匠の場合、蓋を閉じた状態にも特徴があるので、閉じた状態を基本として6面図で表し、蓋を開けた状態を斜視図で表しています。なお、基本としない状態についても、その態様を明確に表すために必要な図を記載します。

〔図 3.2-1〕



2.2 蓋を閉じている状態が主状態である場合

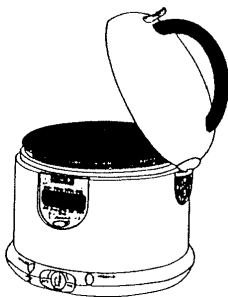
「オーブトースター」、「電気炊飯器」、「収納棚」などのように扉や蓋を有している意匠であつて、使用状態等から閉じている状態が主状態であるものについては、扉等を閉じている状態の形状等を基本となる6面図等とします。

そして、その扉等の開閉の態様、開けた状態の態様については、それらの態様での形状等が明らかになるように、【開扉状態の斜視図】、【断面図】等を加えます。

〔図 3.2-2〕

【意匠に係る物品】電気炊飯器

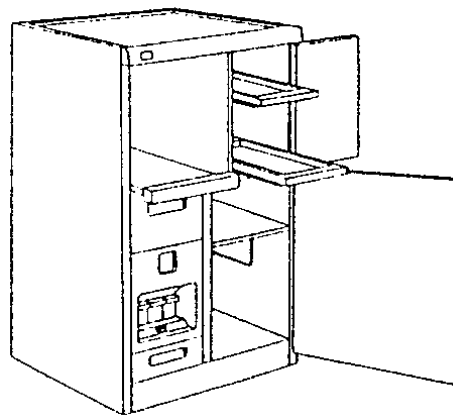
【開蓋状態の斜視図】



〔図 3.2-3〕

【意匠に係る物品】計量米びつ付き収納棚

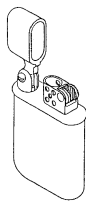
【開扉状態の斜視図】



〔図 3.2-4〕

【意匠に係る物品】ライター

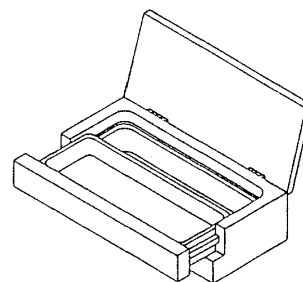
【開蓋状態の斜視図】



〔図 3.2-5〕

【意匠に係る物品】宝石箱

【蓋を開け引出を引き出した状態の斜視図】



〔図 3.2-6〕

【意匠に係る物品】電子レンジ

【内部機構を省略した B-B'線断面図】

